

第 26 回富山県障害者スポーツ大会（卓球競技会）開催要項

（兼 令和 9 年度 第 26 回全国障害者スポーツ大会＜宮崎大会＞出場候補選手選考会）

1 趣 旨

障害のある選手が、競技力の向上をめざすとともに、スポーツの楽しさを体験し、併せて県民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 名 称 第 26 回富山県障害者スポーツ大会（卓球競技会）

3 開催日時

令和 8 年 1 1 月 8 日（日）

選手受付	8 時 3 0 分（受付完了 9 時 0 0 分）
開会式	9 時 3 0 分
競技開始	1 0 時 0 0 分
閉会式	1 2 時 3 0 分（予定）

4 会 場

富山県総合体育センター（富山市秋ヶ島 183 Tel 076-429-5455）

一般卓球・・・・・・・・・・大アリーナ

サウンドテーブルテニス・・・・・・・・中アリーナ

5 主 催 富山県 富山県障害者スポーツ協会

6 共 催

富山県教育委員会、富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町

（一社）富山県身体障害者福祉協会、（一社）富山県手をつなぐ育成会

（福）富山県視覚障害者協会、（福）富山県聴覚障害者協会

富山県知的障害者福祉協会、富山県パラスポーツ指導者協議会

7 後 援

富山県市長会、富山県町村会、日本赤十字社富山県支部

（福）富山県社会福祉協議会、（公財）富山県スポーツ協会

（公社）富山県善意銀行

8 競技運営主管 富山県卓球協会、富山県卓球協会レディース連盟

9 出場資格 出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日、12 歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者。（現中学 1 年生も参加可）
- (2) 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）により療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。
- (3) 県内に居住する者。（ただし、県外居住者であっても県内の学校に通学している者及び施設に入所・通所している者を含む。）

10 競技種目

(1) 一般卓球

身体障害者（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害「アイマスク無し」）、知的障害者、精神障害者の各区分別、男女別に実施する。

(2) サウンドテーブルテニス（S T T）

視覚障害「アイマスク有り」の区分の者は、サウンドテーブルテニスを男女別で実施する。
※視覚障害については、視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で出場競技を分ける。

11 障害区分・年齢区分

(1) 障害区分は、令和8年度版の全国障害者スポーツ大会個人競技障害区分表(卓球) のとおりとする。

(2) 各障害区分とも令和9年4月1日予定年齢により、次の年齢区分とする。

① 身体障害者、知的障害者

1部（19歳以下） 2部（20歳～39歳） 3部（40歳～59歳） 4部（60歳以上）

② 精神障害者 区分なし

なお、申込用紙の「障害区分・年齢区分」は同封の富山県障害者スポーツ大会卓球競技会障害区分表（別表1）に基づくものとする。

12 競技方法

(1) 競技規則に基づき、男女別（身体・知的・精神・S T T）のトーナメント戦を実施する。

(2) 順位の決定は、それぞれの男女別（身体・知的・精神・S T T）に行う。

(3) 令和8年度版の全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本パラスポーツ協会制定）、および令和8年度版サウンドテーブルテニスルールブック（日本盲人連合日本視覚障害者卓球連盟編）に則って行うが、トーナメント戦は11点3ゲームズマッチとし、準決勝・決勝・3位決定戦は、11点5ゲームズマッチとする。

(4) トーナメント戦の初戦の敗者は、敗者による交流試合を一試合のみ行う。

交流試合は、11点3ゲームズマッチとする。

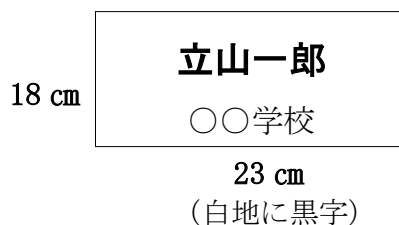
※①身体・知的・精神の交流試合は、大アリーナで実施する。

②S T Tの交流試合は、中アリーナで実施する。

③交流試合の対戦相手は初戦終了後に決定し、対戦表を作成・掲示し実施する。

13 番号布(ゼッケン)

ゼッケンは各自で用意する。また、氏名の下に所属名（市町村・施設・学校）を記入し背部に付ける。



14 招 集

(1) 招集は、原則として各コートで行う。招集の通告があったら速やかに各コートへ移動し、競技役員の指示に従う。

(2) 招集に遅れた選手は、競技進行の妨げになるので、棄権とみなす。

15 表 彰

(1) 男女別（身体・知的・精神・S T T）の1位から4位までの選手をそれぞれ表彰する。

(2) 参加者全員に敢闘賞を授与する。

16 出場申込

- (1) 申込方法（参加申込はPC入力とする。）

参加希望者は、次の所属を通して申し込む。

① 障害者施設入所者・利用者は、施設へ申し込む。

② 特別支援学校の生徒は、学校へ申し込む。

③ その他の方は、市町村障害者福祉担当課（富山市は、スポーツ健康課）へ申し込む。

- (2) 施設・特別支援学校・市町村は、参加希望者を取りまとめ、富山県障害者スポーツ協会のホームページから本年度用の申込様式をダウンロードし、参加申込用紙（別紙1）に記入のうえ下記メールアドレスへ申し込む。なお、参加申込総括表（別紙2）は自動で集計される。

※ 様式1、様式2ともに今年度の様式を使用する。

- (3) 申込先及び問合せ先

富山県障害者スポーツ協会 〒931-8443 富山市下飯野 70-4

(TEL)076-413-2248 (FAX)076-413-2304 E-mail: info@toyama-sad.jp

- (4) 申込期限 令和8年9月24日（木）必着（厳守）とする。

- (5) 申込上の注意

① 期日までに申し込みのない者については、当日の出場を認めない。

② 申込後の変更は、原則として認めない。

17 その他

- (1) 競技出場者の組み合わせは、主催者が行う。

- (2) 服装は運動に適するもの。また、運動靴は、内履きを使用する。外履きを兼用しない。

- (3) サウンドテーブルテニスに出場する選手は、アイマスクまたはアイシェードを各自用意し着用する。

- (4) 下肢障害者で義肢、松葉杖等を使用する選手は、特に支障がない限り接触面にあてがう布・カバーを各自で用意する。

- (5) 大アリーナでの応援は、原則2階観客席で行う。中アリーナについては防球ネット外の通路にて行う。

富山県障害者スポーツ大会（卓球競技会）障害区分表

◇身体障害者、知的障害者 1部(19歳以下)、2部(20歳～39歳)、3部(40歳～59歳)、4部(60歳以上)

◇精神障害者 年齢区分無し

			区分番号	障 害 区 分	年齢区分
肢 体 不 自 由	1	上肢障害	1	片上肢障害	1部 (19歳以下) 2部 (20～39歳) 3部 (40～59歳) 4部 (60歳以上)
			2	両上肢障害	
		下肢障害	3	片下腿切断または、片下肢不完全	
			4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	
			5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	
		体幹	6	体幹	
	2	脳原性麻痺以外で 車いす常用、使用	7	第8頸髄まで残存 ※1	
			8	座位バランスなし	
			9	その他の車いす	
	3	脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、 脳外傷等)	10	車いす使用	
			11	杖または、松葉杖使用	
			12	上肢に不随意運動あり	
			13	上肢に不随意運動なし	
			14	片側障害	
視覚障害 ※2			15	アイマスクまたは アイシェードあり ※3	
			16	アイマスクまたは アイシェードなし	
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害			17	聴覚障害	
知的障害			18	知的障害	
精神障害			19	精神障害	

○年齢は令和9年4月1日予定年齢

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクまたは、アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は、各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する。

全国障害者スポーツ大会競技規則の解説

第3章 障害区分

- 1 この競技規則は、大会のために制定されたものであり、肢体不自由者の場合、主として身体障害者手帳を参考にしながら、現状の障害に合った区分を選択するようにしている。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際競技団体の「クラス分け」とは大きく異なる。
- 2 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
- 3 障害が重複している場合には、選択した1つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
- 4 肢体不自由者の障害区分
 - (1) 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されており、その他に6級以上の障害がない場合は、7級対象部位のいずれか一肢の障害として区分する(7級の認定部位が両下肢の場合は片下肢、右上下肢の場合は片上肢または片下肢、両下肢及び片上肢の場合は片下肢または片上肢として区分する)。
 - (2) 肢体不自由では、複数の部位に障害があり、1肢以上が6級以上の認定を受け、その他の1肢が7級の認定を受けている場合は、その7級の部位は障害区分判定の対象としない。
(例:左上肢が3級、右上肢6級、左下肢7級の場合は、両上肢が障害区分の対象。)
 - (3) 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
 - (4) 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
 - (5) 関節離断は、上位の部分の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
 - (6) 完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)の全てに機能障害のあるものをいう。機能障害とは、運動麻痺や筋力低下、関節可動域制限のことである。下肢の運動麻痺・筋力低下の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
 - (7) 不完全とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。
 - (8) サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位(上腕)の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
 - (9) 「車いす常用」とは、日常生活で常に車いすを使用していることをいう。また、「車いす使用」とは、大会の競技場面のみに車いすを使用していることをいう。
 - (10) 切断または機能障害のある競技者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
 - (11) 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用(筋ジストロフィー症など)の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
 - (12) 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
 - (13) 走可能とは、両足が地面を離れ、身体に空間を跳んでいる時期があり、かつ、両足がともに地面に接している時期がない、連続した運動ができることである。なお、走可能と判断する場合、歩行可能で転倒せず早歩きできることを前提とする。
- 5 視覚障害の視力は、「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は0、指数弁は視力 0.01 とする。また矯正後の良い方の視力が 0.02 以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、「その他の視覚障害」へ区分される。
- 6 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。